

(26) 明石工業高等専門学校学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明石工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第35条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の区分及び定義)

第2条 懲戒は、退学、停学、訓告及び校長嚴重注意とし、次の各号のとおり定義する。

- (1) 「退学」とは、学生としての身分を失わせることをいう。
 - (2) 「停学」とは、一定期間、登校を禁止し原則すべての学校活動を許可しないことをいう。停学には期限を付さない「無期停学」と期限を付す「有期停学」がある。停学の期間については第8条に定める。
 - (3) 「訓告」とは、学生の行った行為を戒め反省を求めることをいう。
 - (4) 「校長嚴重注意」とは、学生の行った行為を注意し反省を求めることをいう。
- 2 前項の懲戒に至らないが不問に付することが適当で無く、教育的指導としての措置が必要な場合には、校長、学生主事、又は寮務主事、(以下「学生主事等」という。) 或いはその他の教員は、反省を求め注意と必要な指導を与えることができる。
- 3 校長は第1項の懲戒処分を受けた学生に対し通知書を渡し、行為の内容を指導要録に記載する。ただし、証明書等には当該懲戒を記載しない。
- 4 第1項に規定する懲戒処分を受けた学生は、本校の学生表彰の推薦の対象としない。授業料免除及び各種奨学金についてはその規程等による。

(事実確認)

第3条 学生の問題行動を発見した場合は、発見者又は関係者は速やかに学生主事に、学生寮内の行為の場合は寮務主事に報告するものとする。

- 2 報告を受けた学生主事は速やかに校長に報告を行ったうえで、学生委員会委員や学級担任等と協力して、事実の確認及び当該学生を含む関係者への聴き取り（以下、「事実確認」という。）を行う。
- 3 学生寮内の問題行為の報告を受けた寮務主事は速やかに校長に報告を行ったうえで、学寮委員会委員や学級担任等と協力して、事実確認を行う。確認の結果、寮務主事が第2条第1項の懲戒処分に相当する事案と判断した場合は、学生委員会に処分を付託するものとする。
- 4 事実確認には当該学生の性別も考慮し複数の教職員で対応することとする。
- 5 事実確認を行うにあたり、担当主事は懲戒の対象となった行為について丁寧に説明をしたうえで、十分に学生の言い分を聞かなければならない。当該学生には、行為の記録を文書化させることとする。

(審議及び処分の決定)

第4条 学生に対する懲戒は、第3条の事実確認の結果に基づき、第5条の基準に従い、学生委員会において審議し、学生主事はその結果を校長へ報告する。

- 2 第3条第3項に該当する学生寮内での事案については、その審議にあたり、寮務主事は学生委員会に出席する。
- 3 校長は、学生主事からの報告を受け、懲戒に処すべきと判断した場合は、運営会議の議を経て処分を決定する。
- 4 第2条第2項に規定する指導については、学生委員会又は学寮委員会にて措置を決定し、必要に応じて校長に報告する。
- 5 校長は、懲戒処分審議中の退学・転学又は休学の申し出は、これを受理しないものとする。
- 6 懲戒処分に相当する事案であり、当該学生が登校することにより著しい弊害が生じる可能性があると判断した場合は、懲戒処分が決定するまでの間、当該学生に自宅待機を命ずることができ

る。自宅待機の期間は停学期間に算入する。

7 学生主事は、懲戒の概要及び処分内容について教員会で報告を行う。

8 懲戒処分についての公示は行わない。

(処分基準)

第5条 学生の懲戒処分に関する基準は、別表のとおりとする。

2 事案が複数ある場合や悪質性が高い場合、及び学内や社会に及ぼした被害や影響が多大な場合等は、処分等を加重できる。

3 過去に懲戒処分を受けた学生が、再度懲戒の対象となる行為を行った場合は、過去の行為に対する反省が十分でないとし、第1項に定める懲戒処分の基準より重い処分等を課することができる。

4 情状によりその処分などを軽減することができる。

(懲戒処分の申し渡し)

第6条 第2条第1項に規定する懲戒処分を決定した場合の通知は、校長が当該学生に対し通知書を交付するか、又は口頭による方法で行う。通知の際は、処分の開始日、期間等を明確に示す。

2 第2条第1項に規定する懲戒処分の申し渡しは、学生主事、学生寮の事案の場合は寮務主事、当該学生の学級担任及び学生課長が立ち会い、当該学生及び保護者等（留学生の場合は指導教員とする。以下同様。）を召喚し、口頭及び文書により処分内容とその理由を校長が申し渡すことを原則とする。

3 第2条第1項第2号から第4号に規定する懲戒処分の申し渡しのとき、当該学生は「誓約書」を校長に手交する。

(異議申立て)

第7条 校長は、第6条による処分内容を申し渡ししたあと、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、異議申立書（別記様式）により当該学生及び保護者等に異議申立ての機会を与える。異議申立書の提出は、処分の通知を行った日の翌日から起算して10日以内に行うものとする。

2 異議申立書を受理した場合、学生委員会において再度審議を行う。学生寮内の事案の場合は、寮務主事は学生委員会に出席する。校長は運営会議の議を経て校長が処分内容を決定する。

3 懲戒処分の変更の有無にかかわらず、その審議結果は文書で当該学生及び保護者等に通知する。

(停学期間)

第8条 第2条第1項第2号による停学は、学校休業日及び土曜・日曜・祝祭日を含む日数とすることができ、処分日は第4条第3項に規定する運営会議の議を経て校長が決定する。

2 停学期間は、学則第2条に規定する修業年限及び在学年限に算入する。

3 停学期間中の学生は、授業、定期試験、課外活動等すべての学校行事に参加することができない。ただし教育的配慮の観点から定期試験や進路に係る試験等の受験は許可することがある。

4 校長は、停学期間中に学生を指導することが適当であると認めた場合、登校させて指導することができる。

5 停学期間中の退学・転学又は休学の申し出は、これを受理しないものとする。

(無期停学処分の解除)

第9条 無期停学処分の解除は次のとおりとする。

2 学級担任等は反省の程度や学業への意欲等から判断し、その処分の解除が妥当であると認めた場合は学生主事に報告する。

3 前項で学級担任等から報告を受けた学生主事は、学生委員会において報告し、処分解除の審議を行う。

4 前項の結果、処分解除が妥当であると判断された場合、学生主事はその結果を校長に報告する。

5 校長は、前項の報告を受け、処分解除が妥当と判断した場合は、運営会議の議を経てその処分の

解除を決定する。

6 停学処分 of 解除の通知は、校長が当該学生に対し通知書を交付することにより行い、その申し渡しは、学生及び保護者等を召喚し、校長が行う。

7 校長は必要に応じ、解除の申し渡しを学生主事等に委任することができる。

(事務)

第 10 条 この規程に関する事務は、学生課で行う。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (平成 14 年 3 月 5 日)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 19 日)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 7 月 6 日)

この規程は、平成 17 年 7 月 6 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 1 月 11 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 12 月 13 日)

この規程は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 19 日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

処 分 基 準 (目 安)

違反行為の内容	処分の内容	備考
暴力による危険行為	停学以上	
危険物（薬物含む）所持、使用	停学以上	
賭博	停学以上	
窃盗・万引き	停学 7 日以上	
恐喝・金銭等強要行為	停学 7 日以上	
交通事故（死亡事故）	無期停学以上	
交通事故（人身事故）	停学以上	悪質な交通違反を含む
定期試験中の不正行為	停学 7 日	当該科目は 0 点。ただし、不正行為が見つかった日後の科目の定期試験については、受験を認める
人権侵害（ネット含む）	停学以上	悪質性、動機などを総合的に勘案
他者への誹謗中傷	停学以上	悪質性、動機などを総合的に勘案
授業妨害	停学以上	
20 歳未満の飲酒	停学以上	
学校敷地内での飲酒（年齢問わず）	停学以上	
20 歳未満の喫煙	停学以上	
学校敷地内での喫煙（年齢問わず）	停学以上	
上記以外の違法又は迷惑行為等	校長が決定する	

(以下参考)

学校施設への無断立ち入り	学生主事嚴重注意	
無断車輛使用による登校	学生主事注意	
無断アルバイト	学生主事注意	

*違反行為を繰り返した場合や違反行為の状況において上記基準に符合しない場合は、処分内容の軽重を学生委員会で審議する。

*懲戒に至らない学生寮での違反行為については別に定める。

(別記様式)

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

学科（専攻）学年

学籍番号

学生氏名（自署）

保護者等氏名（自署）

異議申立書

(具体的内容)

(注)

1. 異議申立ての内容を具体的に記載してください。意思表示だけで内容の記載がない場合は受理できません。
2. (具体的内容) 欄に「別紙のとおり」と記載して、別紙を添付して提出しても構いません。
3. 本書類は処分の通知を受けた翌日から 10 日以内に提出してください。提出期限を過ぎた場合は受理できません。